平成２１年（フ）第１７６１５号
東京都足立区弘道２丁目22―11―４
債務者　宇留野昭太郎
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６５５号
東京都江戸川区春江町３丁目46―５
債務者　小幡　和江
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６６１号
埼玉県川口市大字芝7013―２
債務者　佐藤　信男
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６６５号
東京都杉並区井草３丁目32―２―603
債務者　半澤惠美子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６６７号
東京都中野区中野５丁目３―31―207
債務者　芳賀　唯直
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６７０号
東京都世田谷区桜丘１丁目８―24―102
債務者　稲垣　典子
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６７２号
東京都足立区東和４丁目19―３―710
債務者　作田　裕子
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６７５号
東京都江戸川区小松川３丁目７―１―1108
債務者　山崎　和男
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６７７号
東京都板橋区赤塚７丁目19―29―307　プレミール赤塚Ⅱ
債務者　山本　成雄
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６７８号
神奈川県横浜市磯子区下町７―17
債務者　山本　幸江
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６７９号
東京都武蔵野市吉祥寺本町３丁目４―４　おしだ荘
債務者　瀧澤　俊徳
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６８３号
千葉県市川市塩浜４丁目２―３―1018
債務者　園田　三也
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６８４号
千葉県市川市塩浜４丁目２―３―1018
債務者　園田　桂子
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６８５号
東京都江東区大島５丁目40―７―405
債務者　大類　秀昭
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６９５号
千葉県我孫子市布佐平和台６丁目６―11
債務者　長山　絵美
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６９６号
東京都足立区竹の塚２丁目32―１　榎本方
債務者　飯塚　里江
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部